

総括表(その1)

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名	国土交通省
-------	-------

法人名	類型名（区分）	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
独立行政法人 建築研究所	研究開発型	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等					事務・事業の見直しについては、平成18年度開始の第2期中期目標・計画において、法人の任務・役割の明確化及び研究業務等の重点化・効率化を行ったところであるが、今後とも、業務運営の更なる効率化等を図るため、情報化・電子化、アウトソーシングを一層推進するとともに、研究者業績評価システムについて、慎重な試行を重ね、できる限り早期に導入を図るなど、今後の業務運営状況等も勘案しつつ、適宜事務・事業の見直しを行う。	組織の見直しについては、「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案」が平成18年通常国会において成立し、同年4月より、役職員の非公務員化を行ったところであるが、今後とも、社会ニーズ、政策的要請の変化等により生じる取り組むべき研究課題に適切に対応するため、プロジェクトチーム制の一層の活用などにより機動的かつ柔軟な組織運営を図るとともに、研究支援業務の質と運営効率の向上のため、最適な組織体制に向けて不断の見直しを図るなど、今後の業務運営状況等も勘案しつつ、適宜組織の見直しを行う。
	資産債務型	同上						

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-1)

法人名	独立行政法人 建築研究所			府省名	国土交通省
沿革	昭和21年4月 戦災復興院総裁官房技術研究所となる。 昭和23年7月 建設省建築研究所となる。 平成13年1月 国土交通省建築研究所となる。 平成13年4月 独立行政法人建築研究所(特定独立行政法人)となる。第1期中期目標期間を開始した。 平成18年3月 第1期中期目標期間を終了した。 平成18年4月 第2期中期目標期間を開始した。非特定独立行政法人となる。				
役職員数(監事を除く。)及び職員数 (平成19年1月1日現在)		役員数			職員数(実員)
		法定数	常勤(実員)	非常勤(実員)	
		2人	2人	0人	94人
国からの財政支出額の推移 (17～20年度) (単位:百万円)	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(要求)
	一般会計	2,160	2,126	2,135	2,212
	特別会計	-	-	-	-
	計	2,160	2,126	2,135	2,212
	うち運営費交付金	2,051	2,028	2,045	2,100
	うち施設整備費等補助金	96	93	90	112
	うちその他の補助金等	13	5	-	-
支出予算額の推移(17～20年度) (単位:百万円)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(要求)
		2,266	2,304	2,330	2,396
利益剰余金(又は繰越欠損金の推移) (17・18年度)		平成17年度	平成18年度		
		990	19		
		発生要因	平成17年度は、第1期中期目標期間に係る積立金、目的積立金の取崩し残及び当期末処分利益(自己収入に係る利益相当、第1期中期目標期間最終年度による運営費交付金債務の収益化)による。 平成18年度は、当期末処分利益(自己収入に係る利益相当)による。		
		見直し案	研究成果に基づく特許等の出願の奨励をするとともに、公共の福祉、建築・都市計画技術の向上等の観点から適切と認められるものについて積極的に技術指導を実施し、引き続き自己収入の確保に努める。		
運営費交付金債務残高(17・18年度) (単位:百万円)		平成17年度	平成18年度		
		-	32		
行政サービス実施コストの推移(17～20年度) (単位:百万円)		平成17年度	平成18年度	平成19年度(見込み)	平成20年度(見込み)
		3,275	3,382	3,260	3,295
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額(単位:百万円)		研究成果に基づく特許等の出願の奨励をするとともに、公共の福祉、建築・都市計画技術の向上等の観点から適切と認められるものについて積極的に技術指導を実施することにより、行政サービス実施コストの一層の改善に努める。			
中期目標の達成状況(業務運営の効率化に関する事項等)(平成18年度実績)		(1)人件費(退職手当等を除く。)については、国家公務員に準じた人件費削減に取組み、中期目標に従い、平成17年度予算に対し、3.3%削減した予算の範囲内で適切な執行を行った。また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえた給与体系の見直しを進めた。 (2)一般管理費(人件費、公租公課等の所用額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、平成17年度予算に対し3%削減した予算額、業務経費については、1%増加した予算額の範囲内で、業務運営全般を通じた経費の節減に努めつつ、効率的な執行を行った。			

1. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し
 <事務・事業関係>

該当類型			研究開発型	資産債務型
事務・事業名			建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等	
事務・事業の概要			建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資する。	
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)		2,212百万円 (77百万円)	
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)		2,396百万円 (66百万円)	
事務・事業に係る定員 (19年度)			役員数: 4名 (含非常勤監事1名) 平成19年4月1日現在の常勤職員数: 92名	
(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し	①	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体のリスト、人員等)	建築及び都市計画に関する国等における技術基準の策定等に資する研究開発や広く社会に活用される汎用的な技術の研究開発等の建築研究所と同種の事業を実施している民間主体は存在しない。 建築研究所は、建築・住宅・都市の分野における中核的な研究機関であり、国内有数の多岐にわたる実験施設を有し、構造計算書偽装問題や耐震改修への対応など国民の安全・安心を確保する住宅・建築の耐震構造化推進のための技術的支援、国民の健康を守るためのシックハウス問題への対処や国レベルでの対応が不可欠な住宅・建築に係るCO2削減対策や都市のヒートアイランド対策など、機動的・総合的に国等における技術基準の策定等に資する研究開発や広く社会に活用される汎用的な技術の研究開発を実施している。 また、災害への対応については、災害対策基本法の指定公共機関として、国土交通大臣の指示による職員の派遣その他の災害対応に貢献する業務を行っている。具体的には、近年、新潟県中越地震、能登半島地震、新潟県中越沖地震及び台風・竜巻被害等多発している災害の発生時に早急に現地に赴き、被害状況の調査及び技術指導の実施、さらには、こうした災害時の被害調査等において得られた課題を研究開発に生かし、国土交通省の行政施策に貢献する業務を行っている。 これらの業務は、高い専門性及び総合性をもって機動的に行われること、そして、国民の高い信頼を得て行われることが不可欠であり、採算性が求められる民間や国の行政実務に直結しない大学においては実施されていない。	
		廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	上記業務を廃止した場合においては、代替できる機関が存在しないことから、国土交通省の技術基準策定等の業務が円滑に行われず、国民生活の安全性・安定性が低下することにより著しい悪影響を及ぼす。	
	②	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要業務	
	③	事業開始からの継続年数	昭和21年4月以降61年目 (独立行政法人化以降7年目)	
		これまでの見直し内容	平成17年度に中期目標期間終了時の見直しを行い、平成18年度より役職員を非公務員化したほか、法人の任務・役割の明確化及び研究業務等の重点化・効率化を行った。	
	④	国の重点施策との整合性	第2期中期計画の作成にあたり、科学技術基本計画、国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画を踏まえ、「耐震化率向上を目指した普及型耐震改修技術の開発」、「建築物の省エネルギー性能向上と既存ストックへの適用に関する基礎的技術の開発」、「ヒートアイランド緩和に資する都市形態の評価に関する基礎的技術の開発」など18の重点的研究開発課題を設定した。これらは、長期戦略指針「イノベーション25」の中で記載された内容と基本的に合致しており、国の重点施策との整合性が図られている。	
	①	受益と負担との関係	建築研究所の事務・事業による受益は広く国民全体が享受し、受益と負担との関係は明確でない。	
		財政支出への依存度 (国費／事業費)	0.92 (2,212百万円/2,396百万円)	
		②	これまでの指摘に対応する措置	別紙1に記載

	③	諸外国における公的主体による 実施状況	下記のとおり、米国、英国、フランスなど諸外国においても、建築及び都市計画に関する国等における技術基準の策定等建築研究所と同種の研究開発については、公的主体において実施している。 ○米国 ・米国標準技術研究所建築・防火研究所(NIST-Building and Fire Research Laboratory) 運営：国立機関、職員数：約175名、予算規模：約50億円 ○英国 ・建築研究機構(BRE:Building Research Establishment) 運営：公的性格を持つ法人、職員数：約650名、予算規模：約2億円(研究資金のみ) ○フランス ・建築科学技術センター(CSTB:Centre Scientifique et Technique du Bâtiment) 運営：国有機関、職員数：約755名、予算規模：約120億円
	④	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	第1期中期目標期間業務実績評価調書(平成18年8月：国土交通省独立行政法人評価委員会)において、研究成果について、建築物の耐震性の向上、シックハウス対策、ヒートアイランド対策など社会的要請の高い課題に関して優れた研究成果を上げている点を高く評価するとされるなど国からの財政支出に見合う効果が発揮されていると考える。
	事務・事業が真に不可欠かどうかの評価		真に不可欠

事務・事業の見直し案（具体的措置）			事務・事業の見直しについては、法人の任務・役割の明確化及び研究業務等の重点化・効率化を行ったところであるが、今後とも、業務運営の更なる効率化等を図るため、情報化・電子化、アウトソーシングを一層推進するとともに、研究者業績評価システムについて、慎重な試行を重ね、できる限り早期に導入を図るなど、今後の業務運営状況等も勘案しつつ、適宜事務・事業の見直しを行う。	
			行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	研究成果に基づく特許等の出願の奨励をするとともに、公共の福祉、建築・都市計画技術の向上等の観点から適切と認められるものについて積極的に技術指導を実施することにより、行政サービス実施コストの一層の改善に努める。
			理由	上記自己収入増加の取組を実施することにより、行政サービス実施コストの改善につながると考えられるため。
(2) 事務・事業の 民営化の検討	民営化の可否		否	
	可	事業性の有無とその理由		
		民営化を前提とした規制の可能性・内容		
		民営化に向けた措置		
		民営化の時期		
	否	民営化しない理由	建築研究所の事務・事業による受益は広く国民全体が享受するものであり、事業性(受益の範囲の明確性・対価収受可能性)を有しないため。	
(3) 官民競争入札 等の積極的な 適用	該当する対象事業		—	
	今後の対応	官民競争入札等の実施の可否	否	
		可	入札種別（官民競争／民間競争）	
			入札実施予定時期	
			事業開始予定時期	
			契約期間	
	否	導入しない理由	建築及び都市計画に関する国等における技術基準の策定等に資する研究開発や建築研究所法第14条の規程に基づき国土交通大臣の指示による職員の派遣その他の災害対応に貢献する業務という建築研究所の事務・事業の性格から、官民競争入札等の実施の対象とすべき事務・事業はない。	

(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	対象となる事務・事業の内容		建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等
	移管	移管の可否	否
		移管先	
		可 内容	
		理由	
		否 移管しない理由	建築研究所は、建築・住宅・都市の分野における中核的な研究機関であり、国内有数の多岐にわたる実験施設を有し、機動的・総合的に国等における技術基準の策定等に資する研究開発や広く社会に活用される汎用的な技術の研究開発を実施している。よって、建築・住宅・都市の分野において高い専門性及び総合性を持って企画実施できる唯一の研究機関であるため、他の独立行政法人等への業務の移管については困難である。 また、地方公共団体への移管については、国土交通省と連携した各種技術基準の策定に資する高度な研究開発や、広く社会に活用される汎用的な技術の研究開発を実施している類似の研究機関が地方公共団体において存在しないため困難である。
	一体的実施	一体的実施の可否	否
		一体的に実施する法人等	
		可 内容	
		理由	
		否 一体的実施を行わない理由	建築研究所は、建築・住宅・都市の分野における中核的な研究機関であり、国内有数の多岐にわたる実験施設を有し、機動的・総合的に国等における技術基準の策定等に資する研究開発や広く社会に活用される汎用的な技術の研究開発を実施している。よって、建築・住宅・都市の分野において高い専門性及び総合性を持って企画実施できる唯一の研究機関であるため、他の独立行政法人等との一体的実施は困難である。

<組織関係>

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	平成18年4月に非公務員化
	理由	—
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	組織の見直しについては、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘に基づき、「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案」が平成18年通常国会において成立し、同年4月より、役職員の非公務員化を行ったところであるが、今後とも、社会ニーズ、政策的要請の変化等により生じる取り組むべき研究課題に適切に対応するため、プロジェクトチーム制の一層の活用などにより機動的かつ柔軟な組織運営を図るとともに、研究支援業務の質と運営効率の向上のため、最適な組織体制に向けて不断の見直しを図るなど、今後の業務運営状況等も勘案しつつ、適宜組織の見直しを行う。
	理由	社会ニーズ、政策的要請の変化等により生じる取り組むべき研究課題に適切に対応するとともに、研究支援業務の質と運営効率の向上を図るため。

2. 運営の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	①給与水準、人件費の情報公開の状況		総務省の定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に添って、給与水準、人件費とも適正に情報公開している。	
	役職員の給与等の対国家公務員指数 (在職地域、学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスパイレス指数)		事務・技術 107.0	研究職種 105.7
		地 域 106.2	104.4	
		学 歴 104.7	106.3	
		地 域 ・ 学 歴 104.9	104.6	
	人件費総額の削減状況	建築研究所では、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行い、中期目標に従い、第1期中期目標期間の最終年度予算額に対し平成22年度までに5%以上の人件費削減を中期計画に掲げ、平成18年度には対前年度比3.3%、平成19年度には対前年度比3.0%を削減した予算の範囲内で適切な執行を行っている。		
②一般管理費、業務費等	現状(平成19年4月1日現在)	平成18年度 一般管理費 302百万円 業務費 704百万円		
	効率化目標の設定の内容・設定時期	中期計画において、一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、第1期中期目標期間の最終年度予算額に対し、平成22年度までに15%に相当する額を削減し、業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、第1期中期目標期間の最終年度予算額に対し、平成22年度までに、業務運営費の効率化により5%に相当する額を削減することとした。		
③民間委託による経費節減の取組内容		民間委託活用においては、研究施設や庁舎の整備・保守点検業務、試験体の作成、コンピュータプログラムの作成、単純な計測等の業務についてアウトソーシングを実施することにより経費節減を図っている。		
④情報通信技術による業務運営の効率化の状況		所内向けホームページと電子メールの活用により、共有すべき情報を迅速・確実に周知するなど情報通信技術の活用による業務運営の効率化を図っている。		
(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状		国における取組等を踏まえ適切な契約の実施に努めており、随意契約については国に準じた基準でホームページ上で公表している。	
	見直しの方向		今後も国における取組等を踏まえ適切な契約の実施に努めていくとともに、随意契約についての公表についても国に準じた基準で継続してホームページ上で公表していくなど、透明性の確保に努める。	
	関連法人	名称	該当無し	
		契約額		
		うち随意契約額(%)		
		当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)		
	関連法人以外の契約締結先	名称	別紙に記載	合計
		契約額		662,480(千円)
		うち随意契約額(%)		54.7
		当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)		1
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載			
(4) 保有資産の見直し	別紙3に記載			

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標 の明確化	現状	建築研究所として重点的かつ集中的に取組むべき重点的研究開発を18項目定め、それに対して、本中期目標期間中の研究所の総研究費(外部資金等を除く)の概ね70%を充当することを目途とするほか、共同研究件数、研究成果発表件数、査読付論文発表数等、第2期中期目標・計画において、具体的かつ定量的な数値目標を設定し、中期目標の明確化を図っている。
	今後の取組方針	第2期中期目標・計画において設定された具体的かつ定量的な指標に基づき、引き続き研究開発等を実施していく。
(2) 国民による 意見の活用	現状	建築研究所では、講演会や施設の一般公開の際に来場者に対するアンケートを実施し、その結果を反映した取組を行っているほか、中期目標の達成状況については、毎年度業務実績報告書を公表している。
	今後の取組方針	引き続き、講演会や施設の一般公開の際に来場者に対するアンケートを実施するとともに、広報誌「えびすとら」に新たにQ&Aコーナーを設けて外部の方からの質問に分かりやすく答えることとするなど、必要に応じ国民の意見を吸い上げるための取組を積極的に行う。
(3) 業務運営 の体制整備	現状(内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況)	独立行政法人建築研究所就業規則において、職員の服務規律・遵守事項の規定を設けるとともに、総合科学技術会議等の科学者倫理への取組に呼応し、平成18年度に「建築研究所行動規範」を策定し、役職員の倫理観の確立及び法令遵守の意識の高揚に努めている。また、法令遵守の取組の一つとして、平成18年度には「独立行政法人建築研究所内部通報に関する規程」を制定した。
	今後の取組方針	職員向けの研修等の機会をとらえて倫理観の確立及び法令遵守の意識の徹底に努めるなど、必要に応じ、内部統制に係る取組を積極的に行う。
(4) 管理会計を活用 した運営の 自立化・効率 化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	事業区分ごとに適切に収支状況を把握することにより、適切な予算の執行に努めている。
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	研究課題ごとに適切に収支を管理している。
	今後の取組方針	引き続き、事業区分・研究課題ごとに適切に収支管理を行い、適切な予算の執行に努めるほか、必要に応じ管理会計の一層の活用による運営の自立化・効率化・透明化への取組を行う。

(5) 自己収入の 増大等による 財源措置	自己収入の内容（平成18年度実績）		財源	金額
	共同研究資金		件数	
	利用料		財産賃貸収入	8,426千円
	寄付金		件数 5件	4,535千円
	知的財産権		件数 5件 種類 知的所有権収入	270千円
	その他		技術指導等収入	34,794千円
	計			48,025千円
	見直し案		引き続き、研究成果に基づく特許等の出願を奨励するとともに、積極的に技術指導を実施することや実験施設の貸出等により増収を図っていく。	
(6) 情報公開の取組状況		最近改善した例	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、独立行政法人通則法等に従い、法人の情報公開に努めるとともに、研究成果の情報公開の取組の一環として、平成18年度から広報誌「えびすとら」の発行を開始し、建築関係の産学官に広く頒布を開始した。また、国民一般への情報公開の取組の一環としてメディアへのニュースリリースを奨励している。	
		今後改善を予定している点	今まで同様、法人の情報公開を進めていく。特に、平成18年度に300万件以上のアクセス件数を達成したホームページについて、専門家のみならず生活者の求める情報にも適切に応えられるようなコンテンツの充実に積極的に努めていく。	
その他			独立行政法人建築研究所就業規則等に基づき、職員の勤務評定を実施し、その結果を昇給や業績手当に反映させる仕組みを整備している。	

第1 横断的視点

(別紙1)

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し (2) これまでの指摘に対応する措置

府省名	国土交通省
-----	-------

法人名	事業類型（区分）	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
				内容（指摘を受けた年度）	指摘主体	番号	内容（対応年度）
建築研究所	研究開発型	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等	17	非公務員化（平成17年度）	政策評価・独立行政法人評価委員会	①	「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案」を平成18年通常国会に提出、成立済み。
				法人の任務・役割の明確化及び研究業務等の重点化・効率化（平成17年度）	同上	①、②	平成18年度開始の第2期中期目標・計画から、法人の任務・役割の明確化及び研究業務等の重点化・効率化を図ったところ。

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。

なお、別紙1-2「「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況（平成19年8月現在）」に記載の指摘事項はすべて記載してください。

<関連法人以外の契約締結先>

別紙

法人名	契約額 (千円)	うち随契割合 (%)	随契・国交省所管 公益法人の場合(人)
株式会社アイキューブつくば	3,939	100	
株式会社朝日工業社	1,680	100	
学校法人足利工業大学	1,575	100	
足立建設株式会社	21,945	0	
アデコ株式会社	35,878	77.8	
株式会社アミル	3,303	100	
有限会社荒井緑化土木	5,092	0	
株式会社インフォマティクス	3,475	100	
英弘精機株式会社	3,558	47.3	
オイレス工業株式会社	5,974	100	
応用地震計測株式会社	1,908	0	
応用地質株式会社	1,365	100	
株式会社大西熱学	9,135	100	
オリックス・レンテック株式会社	912	0	
株式会社風技術センター	1,800	100	
株式会社神内電機製作所	12,593	0	
川崎重工業株式会社	1,543	100	
株式会社川又感光社	4,963	0	
株式会社紀伊國屋書店	3,837	100	
公立大学法人北九州市立大学	1,042	100	
株式会社キャリア・プロデュース	5,470	55.9	
極東貿易株式会社	5,449	100	
クリエイティヴアダック株式会社	4,515	0	
財団法人建築環境・省エネルギー機構	12,683	100	
社団法人建築研究振興協会	11,491	100	
財団法人建築保全センター	52,500	100	
興民建設株式会社	20,947	0	
株式会社コンサルテック社	5,376	0	
株式会社鷺宮製作所	1,022	100	
株式会社CAEソリューションズ	1,995	100	
JFEテクノリサーチ株式会社	4,699	100	
財団法人住宅生産振興財団	2,985	100	
財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター	8,036	100	
昭和管工事株式会社	36,645	0	
社団法人新都市ハウジング協会	4,000	100	
有限会社生活環境工房あくと	4,200	0	
国立大学法人政策研究大学院大学	14,039	100	
株式会社ソフトウェアクレイドル	4,872	0	
第一建築サービス株式会社	25,620	0	
太平洋セメント株式会社	5,040	100	
筑波学園タクシー協同組合	1,287	100	
医療法人つくば記念会	1,134	100	
株式会社つくば電気通信	31,560	65.3	
株式会社筑波丸東	2,908	0	
ティーエムエンジニアリング有限会社	2,173	0	
株式会社ディケイエイチ	1,604	100	
株式会社テクノソール	9,922	0	
テスコ株式会社	2,593	100	

＜関連法人以外の契約締結先＞

別紙

法人名	契約額 (千円)	うち随契割合 (%)	随契・国交省所管 公益法人の場合(人)
テンプスタッフ株式会社	3,605	100	
東亜工業株式会社	3,527	44.9	
東京官書普及株式会社	1,525	100	
株式会社東洋精機製作所	12,127	13.7	
東和耐火工業株式会社	3,727	100	
監査法人トーマツ	3,675	100	
NPO法人都市計画建築関連OVの会	1,957	100	
株式会社中田工務店	2,693	100	
有限会社中村商事	6,247	0	
株式会社日鐵テクノロジー	2,310	0	
社団法人日本建築構造技術者協会	6,998	100	
財団法人日本建築センター	2,499	100	
財団法人日本建築防災協会	10,892	100	
財団法人日本住宅・木造技術センター	2,157	100	1
財団法人日本測量調査技術協会	1,995	100	
日本興亜損害保険株式会社	4,872	0	
ネパール国立地震工学協会	2,470	100	
株式会社パスコ	8,589	0	
株式会社八洋コンサルタント	9,135	43.7	
東スリーエス株式会社	1,663	0	
藤井産業株式会社	4,168	0	
株式会社フジスタッフ	5,467	100	
富士通株式会社	25,880	0	
株式会社富士通アドバンスソリューションズ	7,189	100	
財団法人ベターリビング	21,136	100	
宝永電機株式会社	2,060	100	
マイウェイ技研株式会社	3,069	100	
松下テクノトレーディング株式会社	1,277	100	
株式会社松見科学計測	2,299	100	
株式会社マヌ都市建築研究所	1,470	0	
丸善株式会社	15,203	30.3	
みずほ情報総研株式会社	13,230	100	
三菱重工業株式会社	18,543	100	
有限会社ムラキツール	4,964	0	
株式会社メック	19,665	0	
株式会社山内設計室	2,478	100	
山田建物株式会社	7,560	58.3	
リオン株式会社	1,230	100	
株式会社理研商会	1,338	100	
株式会社若柳建築事務所	1,260	0	
合計	662,480	54.7	1

※随意契約を締結している公益法人であって、国土交通省所管の公益法人である場合は、公益法人の役員として在職している人数を記載する。

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人 建築研究所		府省名	国土交通省	
資産との関連を有する事務・事業の名称	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等				
資産との関連を有する事務・事業の内容	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資する。				
国からの財政支出額	2,212,503	支出予算額	2,395,503		
対19年度当初予算増減額	77,090	対19年度当初予算増減額	65,272		
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	通常の業務活動により発生する売掛金については適正と考えられる。 建築研究所においては、事務・事業の見直しに応じて不要となった金融資産の該当はない。また、金融債権についても該当はない。				

実物資産の処分に係る具体的措置(その①)

府省名：国土交通省			独立行政法人名：独) 建築研究所				
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
1	土地	3	茨城県つくば市立原1番1他3筆	1	1	179,381.77	
2	屋外施工実験場管理棟	3	茨城県つくば市立原1番1	1	1		297.60
3	屋外火災実験場(観察制御室)	3	茨城県つくば市立原1番1	1	1		15.00
4	構工法実験棟	3	茨城県つくば市立原1番1	1	1		237.28
5	構造複合実験棟	3	茨城県つくば市立原1番1	1	1		609.46
6	火災風洞実験棟	3	茨城県つくば市立原1番1	1	1		950.43
7	実大火災実験棟	3	茨城県つくば市立原1番2	1	1		1,925.20
8	強度試験棟	3	茨城県つくば市立原1番2	1	1		2,521.04
9	実大構造物実験棟	3	茨城県つくば市立原1番2	1	1		3,333.21
10	防耐火実験棟	3	茨城県つくば市立原1番2	1	1		1,055.66
11	研究機器試作工場	3	茨城県つくば市立原1番2	1	1		1,012.16
12	倉庫(管理部)	3	茨城県つくば市立原1番2	1	1		250.00
13	画像情報棟	3	茨城県つくば市立原1番2	1	1		587.01
14	ガバナー室	3	茨城県つくば市立原1番2	1	1		9.01
15	ばくろ管理棟	3	茨城県つくば市立原4番1	1	1		540.52
16	クリープ実験棟	3	茨城県つくば市立原4番1	1	1		786.00
17	風雨実験棟	3	茨城県つくば市立原4番1	1	1		1,063.10
18	建築環境実験棟	3	茨城県つくば市立原4番1	1	1		1,897.96
19	建築材料実験棟	3	茨城県つくば市立原4番1	1	1		2,589.84
20	建築部材実験棟	3	茨城県つくば市立原4番1	1	1		1,728.20
21	ユニバーサルデザイン実験棟	3	茨城県つくば市立原4番1	1	1		858.58
22	建築音響実験棟	3	茨城県つくば市立原4番1	1	1		639.57
23	地震観測研修棟	3	茨城県つくば市立原4番1	1	1		517.60
24	材料環境実験棟	3	茨城県つくば市立原4番1	1	1		819.91
25	集会所棟	3	茨城県つくば市立原4番1	1	1		137.50
26	屋外便所及びカ`スカ`ハ`ナ室	3	茨城県つくば市立原4番1	1	1		32.80

実物資産の処分に係わる具体的措置 (その①)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

No.	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法 規 制			利用率
		(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
1											
2	297.60	1979		27		50	1				
3	15.00	1993		13		38	1				
4	318.55	1995		11		50	2				
5	635.58	1997		9		50	2				
6	950.43	1998		8		31	1				
7	5,001.70	1976		30		50	8				
8	3,159.07	1977	1988	29	18	50	2				
9	7,442.95	1978		28		50	地下1階付4				
10	2,581.16	1978		28		50	2				
11	1,222.36	1979		27		50	2				
12	250.00	1979		27		38	1				
13	1,134.07	1988		18		50	2				
14	9.01	1999		7		38	1				
15	540.52	1971	1975	35	31	50	1				
16	786.00	1975		31		50	1				
17	1,573.36	1976		30		50	2				
18	3,199.50	1978		28		50	4				
19	3,125.21	1978		28		50	2	第2種住居地域	60%	200%	12.0%
20	2,166.40	1978		28		50	2				
21	1,093.89	1979		27		50	2				
22	677.04	1979		27		50	地下1階付1				
23	517.60	1979		27		50	1				
24	1,024.32	1979		27		50	2				
25	137.50	1979		27		50	1				
26	32.80	1979		27		38	1				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
1		7,008	7,008			21	9	1(研究開発)		
2				37			9	1(研究開発)		
3				3			9	1(研究開発)		
4				159			9	1(研究開発)		
5				368			9	1(研究開発)		
6				164			9	1(研究開発)		
7				350			9	1(研究開発)		
8				261			9	1(研究開発)		
9				1,624			9	1(研究開発)		
10				250			9	1(研究開発)		
11				82			9	1(研究開発)		
12				9			9	1(研究開発)		
13				105			9	1(研究開発)		
14				2			9	1(研究開発)		
15				22			9	1(研究開発)		
16				88			9	1(研究開発)		
17				135			9	1(研究開発)		
18				288			9	1(研究開発)		
19				274			9	1(研究開発)		
20				187			9	1(研究開発)		
21				130			9	1(研究開発)		
22				184			9	1(研究開発)		
23				30			4	1(研究開発)		
24				111			9	1(研究開発)		
25				9			4	1(施設公開)		
26				2			9	1(研究開発)		

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

[illegible]

実物資産の処分に係る具体的措置(その④)

法人名	独) 建築研究所			府省名	国土交通省
No.	1～37	施設名	土地及び実験施設	用途	4, 6及び9 (研究開発施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
保有資産については、研究開発実施のため必要なものであり、売却等予定なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : なし					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
観点1 : 保有資産については、研究実施のため必要な実験施設等であり、有効に利用している。また、土地の利用度が法定容積率の12%となっているが、これは技術開発に不可欠な実大構造物実験棟や実大火災実験棟など大型の施設について構造上1階建てとなっているほか、ばくろ試験場、屋外火災実験場など、土地そのものが実験施設であるものが含まれており、当研究所の事業内容の特性上やむを得ないものである。さらに、敷地面積1,000㎡未満の小規模な施設はないほか、平成27年までに耐用年数が到来する施設もない。 観点2 : 保有資産については、研究実施のため必要な実験施設等であり、有効に利用している。 観点3 : 保有資産については、研究実施のため必要な実験施設等であり、有効に利用している。 観点4 : 保有資産については、研究実施のため必要な実験施設等であり、有効に利用している。 なお、既存施設を売却し、新規に施設を整備する場合には、新たな土地の取得、新規実験施設の建設など、売却益以上の経費がかかると見込まれるため該当しない。					

金融資産の処分に係わる具体的措置(その①)

法人名	独) 建築研究所		府省名	国土交通省	
○ 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)					
A	合 計	:	1,421 百万円	内 貸付金	: 百万円
				内 割賦債権	: 百万円
	B 現金及び預金	:	1,181 百万円		
	C 有価証券	:	百万円		
	D 受取手形	:	百万円	内 貸付金	: 百万円
	E 売掛金	:	240 百万円	内 割賦債権	: 百万円
	F 投資有価証券	:	百万円		
	G 関係会社①	:	百万円	… 関係会社株式	
	H 関係会社②	:	百万円	… その他の関係会社有価証券	
	I 長期貸付金①	:	百万円	… J・K以外の長期貸付金	
	J 長期貸付金②	:	百万円	… 役員又は職員に対するもの	
	K 長期貸付金③	:	百万円	… 関係法人に対するもの	
	L 破綻債権等	:	百万円	内 貸付金	: 百万円
				内 割賦債権	: 百万円
M	積立金	:	百万円		
N	出資金	:	百万円		

A～Nの各項目については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成17年6月29日改訂）における次の各項目に対応させるものとする。また、D・Eについて、引当金控除後ベースとする。

A：B～Lの合計値 / B：「第9 流動資産」(1) / C：同(2) / D：同(3) / E：同(4) F：「第13 投資その他資産」(1) / G：同(2) / H：同(3) / I：同(4) / J：同(5) / K：同(6) / L：同(7) / M及びN：同(12)

金融資産の処分に係わる具体的措置(その②)

法人名	独) 建築研究所	府省名	国土交通省
○ 受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性			
売掛金が生じる事由は、 ・ 国・民間等からの委託による受託研究に係る請求 ・ 国・地方公共団体等からの要請による役職員の派遣、書籍の編集・監修等による技術指導料請求 ・ 外部機関への施設等の貸付に係る使用料請求 ・ 研究所の施設整備による国土交通省への施設整備費補助金請求 等によるものである。			
○ 不良化している債権(L)の早期処分の方向性			
不良化している債権の該当はない。			
○ 既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性			
貸付金・割賦債権等の該当はない。			
○ 政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性			
通常の業務活動により発生する売掛金については適正と考えられる。 建築研究所においては、事務・事業の見直しに応じて不要となった金融資産の該当はない。また、金融債権についても該当はない。			

独立行政法人の整理合理化案様式

4.研究開発型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人 建築研究所	府省名	国土交通省
事務・事業（研究開発課題）の名称	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等		
事務・事業（研究開発課題）の内容	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資する。		
国からの財政支出額	2,212,503	支出予算額	2,395,503
対19年度当初予算増減額	77,090	対19年度当初予算増減額	65,272
重要度の低い研究開発事業の検討(①)	国の研究の大枠との関係	第2期中期計画で設定した重点的研究開発課題については、長期戦略指針「イノベーション25」の政策ロードマップに記載された以下の内容と基本的に合致しており、国の長期戦略と整合している。 [政策ロードマップ中の該当箇所] (1) 早急に取り組むべき課題 ① イノベーション創出・促進に向けた社会環境整備 ③ 新しい「働き方」、「暮らし方」の仕組み作り ・ ゆとりある住生活、自然と共存した都市の実現のための取組 ⑥ 生活者の視点に立脚したサービス分野の生産性向上に向けた取組の強化 ・ オープンでユニバーサルなITインフラの整備等 (2) 中長期的に取り組むべき課題 ⑥ 共通の課題 ③ ユビキタスネットワークや民生用ロボットの本格普及に向けた環境整備	
	第3期科学技術基本計画	第2期中期計画で設定した、「耐震化率向上を目指した普及型耐震改修技術の開発」、「建築物の省エネルギー性能向上と既存ストックへの適用に関する基礎的技術の開発」、「ヒートアイランド緩和に資する都市形態の評価に関する基礎的技術の開発」などの重点的研究開発課題については第3期科学技術基本計画の分野別推進戦略に記載された以下の重要な研究開発課題と合致している。 [第3期科学技術基本計画の分野別推進戦略中の主な該当箇所] ○社会基盤分野 ・ 耐震化や災害対応・復旧・復興計画の高度化等の災害軽減技術 ・ ヒートアイランド問題の解消 ・ 社会変化に適用した都市構造の再構築 ○エネルギー分野 ・ 住宅・建築物関連省エネ促進技術 ○環境分野 ・ 健全な水・物質循環マネジメントシステム	
	その他の方針	第2期中期計画の作成にあたり、国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画を踏まえたほか、国土交通省との調整を行って、「耐震化率向上を目指した普及型耐震改修技術の開発」、「建築物の省エネルギー性能向上と既存ストックへの適用に関する基礎的技術の開発」、「ヒートアイランド緩和に資する都市形態の評価に関する基礎的技術の開発」など18の重点的研究開発課題を設定し、国の重点施策との整合性を図った。	
	重要度の低い研究開発事業の廃止・縮小の検討	上記のような基本的な方針で重点研究開発課題を設定しているが、災害や突発的な事故など、国民の生活にとって緊急性や重要性の高い技術的課題が生じた場合には、既存の課題の一部の変更や実施を延期するなど、限られた研究費や人的資源をより重点的に活用できるように対応している。	
他の研究機関との比較と代替の検討(②)	他の機関との比較などを通じた成果の検証	建築研究所は、建築・住宅・都市の分野における中核的な研究機関であり、国内有数の多岐にわたる実験施設を有し、機動的・総合的に国等における技術基準の策定等に資する研究開発や広く社会に活用される汎用的な技術の研究開発を実施している。よって、建築・住宅・都市の分野において高い専門性及び総合性を持って企画実施できる唯一の研究機関であり、比較可能な研究機関はない。 また、建築研究所では、産・官・学における研究開発の動向や成果を常に収集・評価し、それらを踏まえて建築研究所の扱うべき研究開発領域、課題へのアプローチの仕方及び想定する成果を検討しており、基本的に研究開発課題や成果が他の機関と重複することはない。 さらに、建築研究所では、研究開発の開始前、中間段階、終了後において、厳正な内部評価と外部の学識経験者、専門家等による公正な外部評価を着実に実施し、当該研究開発の必要性、実施状況、成果の質、研究体制等について評価を受けることにより、研究成果について検証している。	
	他の機関において代替可能であったり、成果が十分でない研究開発事業の廃止・縮小の検討	上記のとおり、建築研究所と比較可能な研究機関はなく、また研究開発課題も他機関と重複せず、従って他機関により代替可能な課題は実施しておらず、基本的には廃止・縮小すべき研究開発事業はない。 前記のとおり、建築研究所では、厳正な内部評価と公正な外部評価を着実に実施しており、これらの評価により、研究予算の配分、研究内容の充実や変更を行っている。	

マネジメントの充実（③）	現状	研究開発の開始前、中間段階、終了後における評価の実施やその方法を定めた研究評価要領に沿って、外部の学識経験者、専門家等による外部評価を着実に実施し、当該研究開発の必要性、実施状況、成果の質、研究体制等について評価を受けることにより、研究内容の充実を図っている。 また、研究所として組織的に重点的研究開発課題の進捗状況を適切に管理するため、平成18年度より理事長以下幹部出席のもと、研究の進捗状況等について年3回ヒアリングを実施しており、研究開発の的確な実施に向けた指導・助言を行っている。				
	見直し案	研究開発の開始前、中間段階、終了後における評価の実施や研究所内部での相互評価による内部評価と外部の学識経験者、専門家等による外部評価を引き続き実施し、当該研究開発について評価を受けることにより、更なる研究内容の充実を図るほか、各評価のあり方、実施要領等を常に見直し、充実を図る。 また、引き続き重点的研究開発課題の進捗状況を適切に管理するための幹部ヒアリングを行うとともに、研究者業績評価システムについて、慎重な試行を重ね、できる限り早期に導入を図る。				
	見直し方針	随意契約の基準は、平成18年度に国の基準に倣い見直しを行っており、随意契約理由についても国と同様に公表している。今後も必要に応じ見直しを行い、透明性の確保に努めていく。				
見直し（④）	現状	建築研究所では、広く国民・国際社会に対して、研究成果の広範な普及を図るため、成果報告書の作成、研究成果発表会の開催、学会での論文発表、施設の一般公開、適切なニュースリリース等メディアでの発信、ホームページによる研究開発の状況・成果の電子情報としての提供などの様々な広報手段を活用し、効果的かつ効果的な広報活動を推進している。また、毎年度、建築研究所の業務内容及び成果を取りまとめた業務実績報告書を作成し、ホームページにおいて公表しているほか、評価結果を公表することにより事業の透明性を高めている。				
	見直し案	上記取組により、引き続き事業の透明性を高めていくとともに、研究所のホームページについて、専門家のみならず生活者の求める情報にも適切に応えられるようなコンテンツの充実に積極的に努めていく。				
事業効果の対外的説明 を通じた事業の透明性（⑤）	自己収入の増収（⑥）	自己収入の内容	研究成果に基づく特許等の出願を奨励するとともに、積極的に技術指導を実施すること等により増収を図っている。			
		共同研究資金	財源 （金額）		概要	
		利用料	財源 （金額）	財産賃貸収入 （8,426）	概要	施設等の貸付による財産賃貸収入
		寄附金	財源 （金額）	寄附金収益 （4,535）	概要	寄附金収益
		知的財産権	財源 （金額）	知的所有権収入 （270）	概要	特許権使用料及び複写著作権料
		技術指導料	財源 （金額）	技術指導等収入 （34,794）	概要	審査会、委員会及び講演会等への役職員の派遣、書籍の編集・監修等による技術指導等収入
		その他	財源 （金額）		概要	
		計	財源 （金額）	48,025		
	見直し案	研究成果に基づく特許等の出願の奨励をするとともに、公共の福祉、建築・都市計画技術の向上等の観点から適切と認められるものについて積極的に技術指導を実施する。				
補助・取引等の資金の流れに係る一体とした情報公開（⑦）	現状	国の取扱に倣い、随意契約理由については平成18年度からホームページ上で公表しているところである。				
	見直し案	今後とも、国の取扱に準じた取扱とすることを基本とし、国の動きを注視しながら必要に応じ見直しを行い、透明性の確保に努める。				

無駄な取引の排除や経費削減 ⑦	現状	国の入札契約制度の見直しに関する取組に合わせ、適時に見直しを行っており、現在、一般競争入札等への移行を進めているところである。
	見直し案	国の制度に準拠し、適切な入札契約の実施に努める。